

報道機関各位

青森県健康医療福祉部保健衛生課長

食中毒の発生について

1 概 要

- (1) 令和6年10月2日(水)午前9時頃、中南地域県民局地域健康福祉部保健総室(弘前保健所)に管内住民から「9月25日(水)に弘前市内の飲食店を1グループ4名で利用したところ、発熱、腹痛及び下痢を呈しており、他の3名も同様の症状を呈している。」旨の連絡があった。
- (2) 同地域県民局の調査の結果、この4名は、9月25日(水)午後7時から弘前市内の飲食店で食事をしており、9月28日(土)正午から9月29日(日)午後3時までの間に、発熱、腹痛、下痢等の症状を呈していたことが判明した。
- (3) 同地域県民局では、患者3名の便からカンピロバクター・ジェジュニが検出されたこと、患者の臨床症状がカンピロバクターによる食中毒の症状と一致していること、患者に共通する食品が当該施設の食事に限られること及び患者を診察した医師から食中毒の届出があったことから、当該施設が提供した食事を原因とする食中毒と断定した。

2 発生年月日 令和6年9月28日(土)

3 喫食者数 26名

4 患者数 4名(受診者3名 入院なし) ※患者は快方に向かっている。

	計	30歳代	40歳代
男	3 (3)	3 (3)	0 (0)
女	1 (0)	0 (0)	1 (0)
計	4 (3)	3 (3)	1 (0)

() 内に受診者数再掲

5 主な症状 発熱、腹痛、下痢、倦怠感

6 原因施設

- (1) 施設名 うまいもん処竈(うまいもんどころかまど)
- (2) 施設所在地 弘前市大字駅前町11-12
- (3) 業 種 飲食店営業
- (4) 営 業 者 廣嶋 修

7 原因食品 令和6年9月25日(水)に当該施設が提供した食事

8 病因物質 カンピロバクター・ジェジュニ(検査機関:青森県衛生研究所)

9 行政対応 令和6年10月4日(金)、中南地域県民局は、食品衛生法に基づき当該施設の営業者に対し、令和6年10月4日(金)から令和6年10月10日(木)まで7日間の営業の停止を命じた。

報道機関用提供資料 発表No. 6-3	
担当課・担当者	保健衛生課 食品衛生グループ 担当者 横山副参事
電話番号	内線 6377/6379 直通 017-734-9214
報道監	健康医療福祉部 泉谷次長(内線6202)

<参考>

カンピロバクター食中毒は、近年、食中毒の原因として高い割合を占めています。主な原因食品又は感染源として、鶏肉や牛レバー等の食肉関連食品、または加熱不足や取扱い不備による二次汚染等が強く示唆されています。

患者の食事の内容

鶏レバーたたき、刺身、馬刺し、焼鳥盛り合わせ、枝豆、地鶏焼、冷奴、お通し、飲み物

食中毒発生状況

(令和6年10月4日現在)

	発生件数	患者数
令和 6年1月～令和 6年10月4日	3件	64名
令和 5年1月～令和 5年10月4日	4件	48名
令和 5年1月～令和 5年12月末日	5件	66名

本年の発生件数、患者数は、本事件を含む。

<県民への呼びかけをお願いします>

カンピロバクター食中毒予防のための注意点

- ① 食肉(内臓を含む。)は、生で食べることを避け、中心部まで十分に加熱しましょう。
- ② 調理に使用したまな板などの調理器具や手指は、十分に洗浄消毒しましょう。

<本県でのカンピロバクター食中毒発生状況>

	事件数	患者数	(青森市発生状況)	(八戸市発生状況)
平成26年	3件	21名	(1件 12名)	
平成27年	2件	6名	(1件 3名)	
平成28年	3件	18名	(2件 18名)	
平成29年	2件	5名	(1件 8名)	(2件 11名)
平成30年	1件	2名		
平成31年	0件	0名		
令和 2年	1件	4名	(1件 6名)	
令和 3年	1件	3名		
令和 4年	1件	4名		(1件 2名)
令和 5年	1件	3名		
令和 6年	1件	4名 (本件を含む)	(1件 13名)	

※平成18年10月から青森市分、平成29年1月から八戸市分を別計上